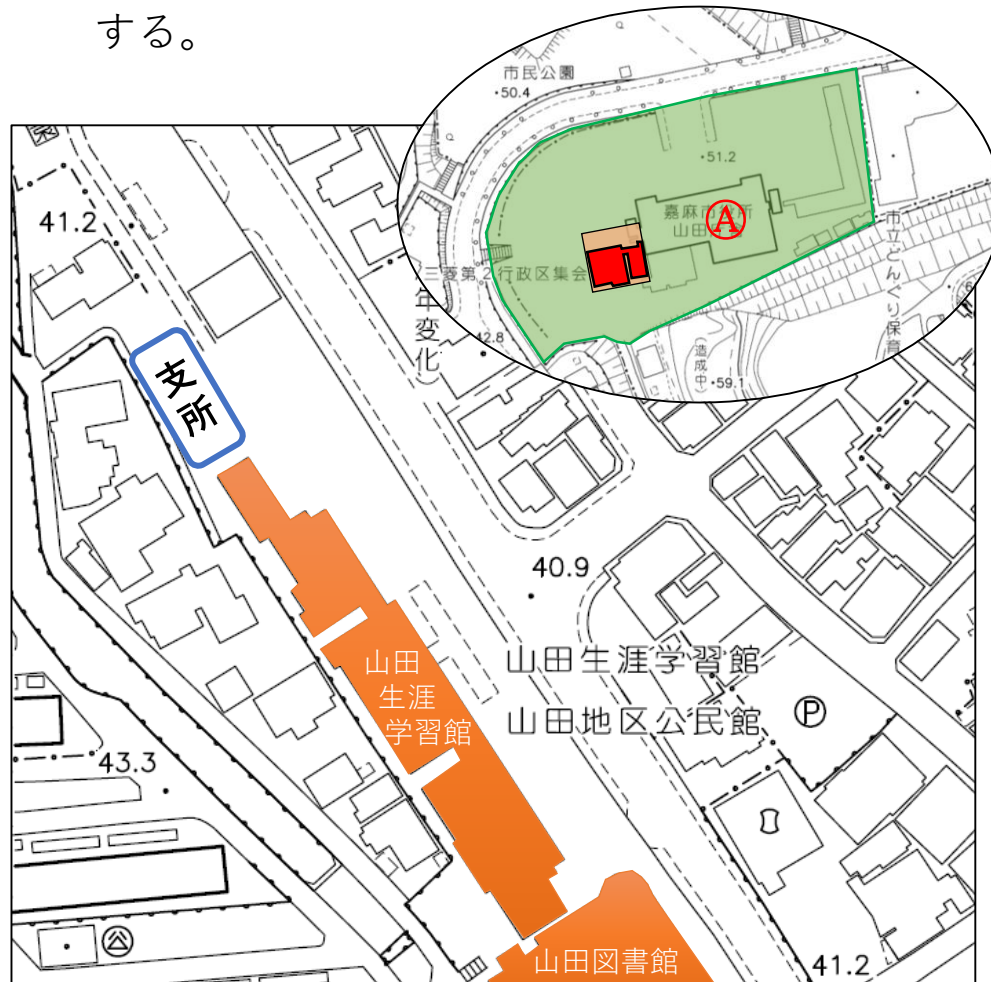


各庁舎跡地、周辺地等の利活用進捗等について

令和 3 年 9 月 嘉麻市地域整備本部会議

1 山田地域の土地利用・整備方針 ①令和元年12月まち特報告資料抜粋

- ① 地域振興やコミュニティ拠点としての支所は、山田生涯学習館敷地内に設置し、近隣施設等と一体化したコンパクトなまちづくりを行う。
- ② **A**山田庁舎は、建物の老朽化や耐震性を考慮し除却する。
- ③ 子育てや居住面において優れた環境をいかして、庁舎跡地は、定住促進ができる敷地として活用する。



2 山田地域の利活用方針

山田庁舎跡地の利活用方針は、「定住促進」を基本としている。まずは、民間事業者が定住促進を進めるための事業用地として活用することを前提とする。



1 山田地域の土地利用・整備方針 ②利活用進捗状況等

●山田庁舎跡地利活用検討専門部会 検討経過

①部員構成

(会長) 副市長 (副会長) 総務課長
(部員関係課)

- ・総務課・企画財政課・管財課・地域活性推進課
- ・福祉事務所長・子育て支援課・高齢者介護課
- ・社会福祉課・こども育成課・土木課
- ・山田市民地域振興課
- (事務局) 地域活性推進課

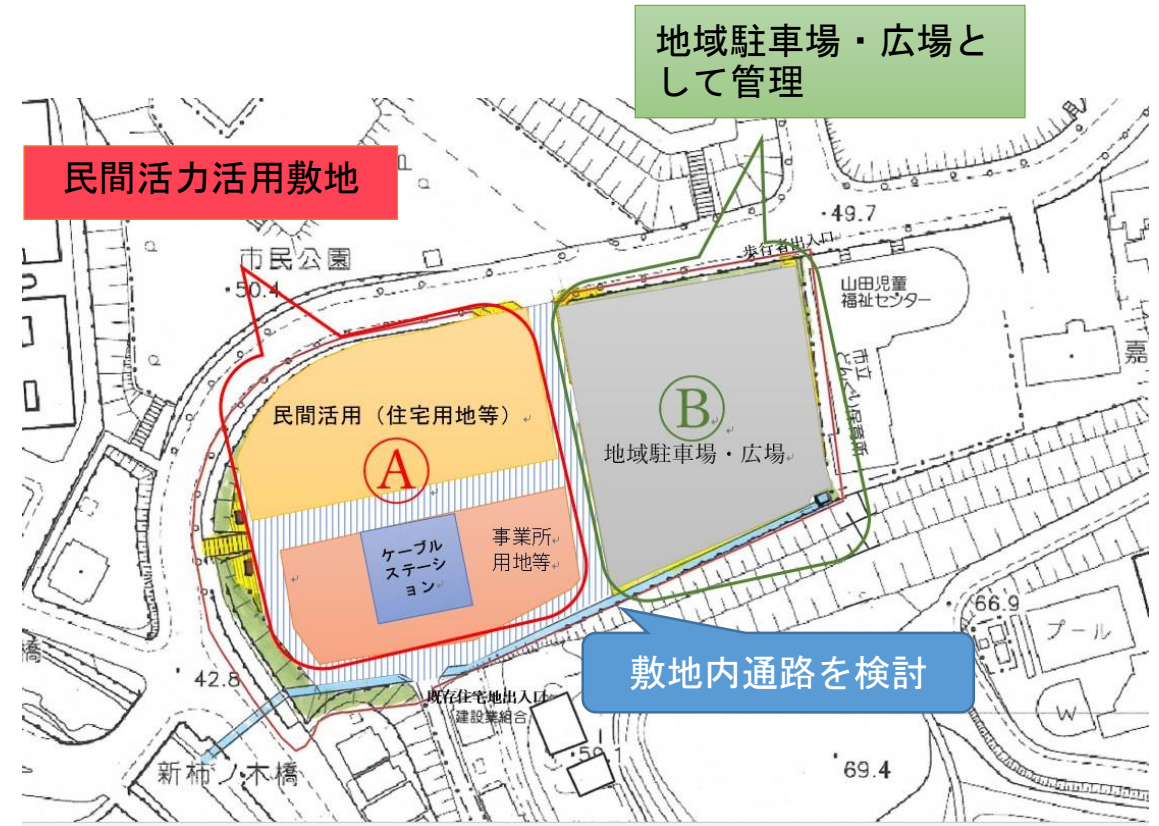
②専門部会開催

- ・第1回 令和3年4月23日
- ・第2回 令和3年7月7日
- ・第3回 令和3年8月19日

●今後の予定

- ・令和3年9月～ 情報提供、意見徴求等
- ・令和3年10月末 利活用イメージ策定
- ・令和3年11月以降 条件整理、利活用募集等

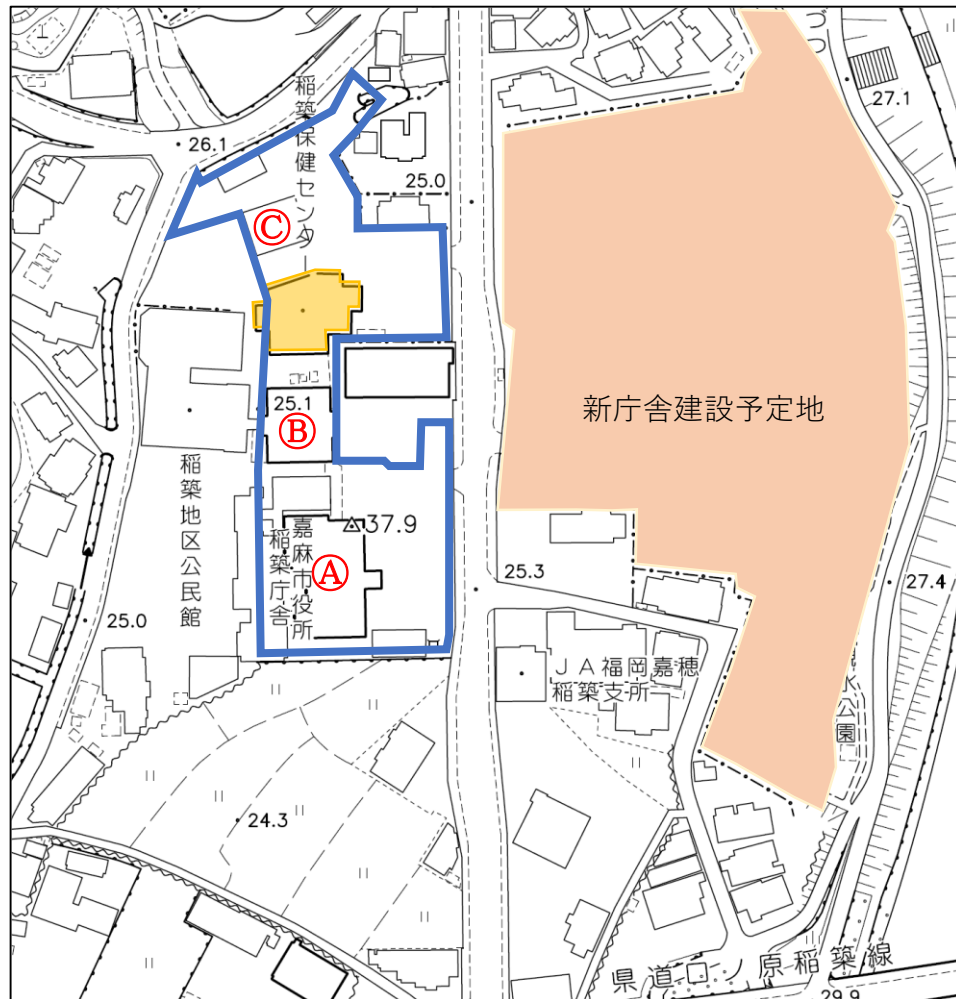
●利活用計画イメージ (令和3年9月)



①跡地の管理については山田市民地域振興課が所管

②跡地の管理については福祉部局（こども育成課）が所管
全体的な跡地の利活用については地域活性推進課が所管

- ① **①**稲築庁舎、**②**稲築母子健康センター・稲築住民センター及び**③**稲築庁舎別館4（旧稲築町労働会館）を除却し、一体的な土地利用ができるように整理する。
- ② 行政機能拠点として地域振興を図るため、庁舎跡地の参画しやすい立地条件をいかし、民間譲渡区画として整備する。



2 稲築地域の利活用方針

稲築庁舎跡地の利活用方針は、民間事業者用地として活用することを前提とする。



●稲築庁舎跡地利活用検討専門部会 検討経過

①部員構成

(会長) 副市長 (副会長) 総務課長
(部員関係課)

- ・総務課・企画財政課・管財課・地域活性推進課
- ・福祉事務所長・生涯学習課
- (事務局) 地域活性推進課

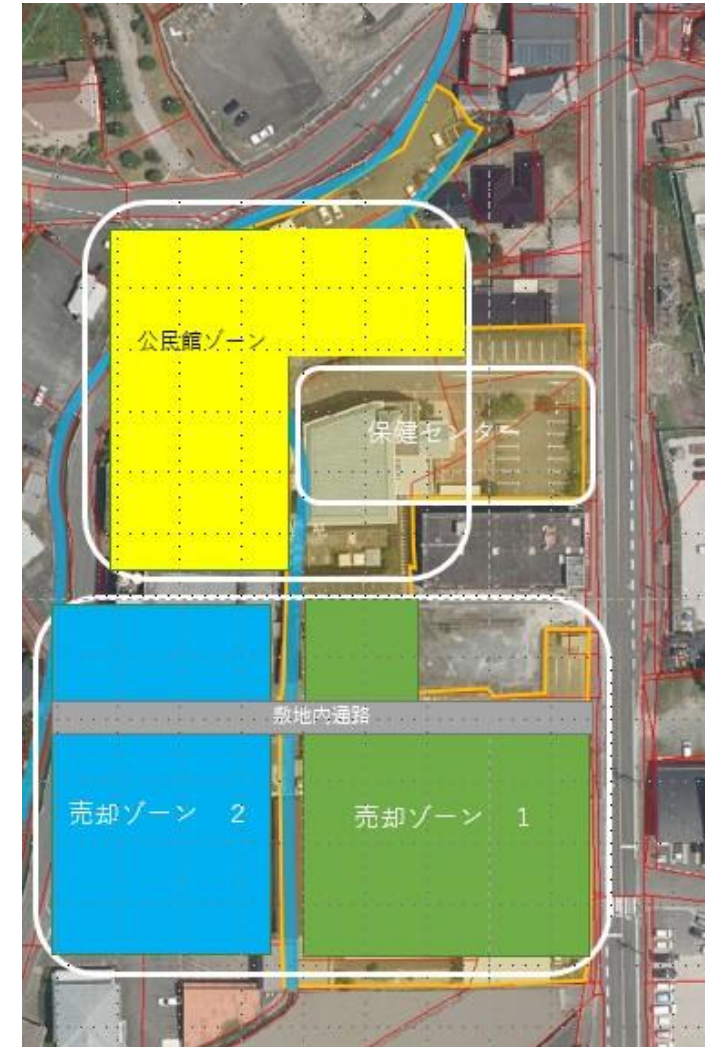
②専門部会開催

- ・第1回 令和3年4月23日
- ・第2回 令和3年7月7日
- ・第3回 令和3年8月19日

●今後の予定

- ・令和3年9月～ 情報提供、意見徴求等
測量、鑑定委託
(9月補正予算)
- ・令和3年10月末 利活用イメージ策定
- ・令和3年11月以降 条件整理、
利活用募集等 (売却ゾーン1)

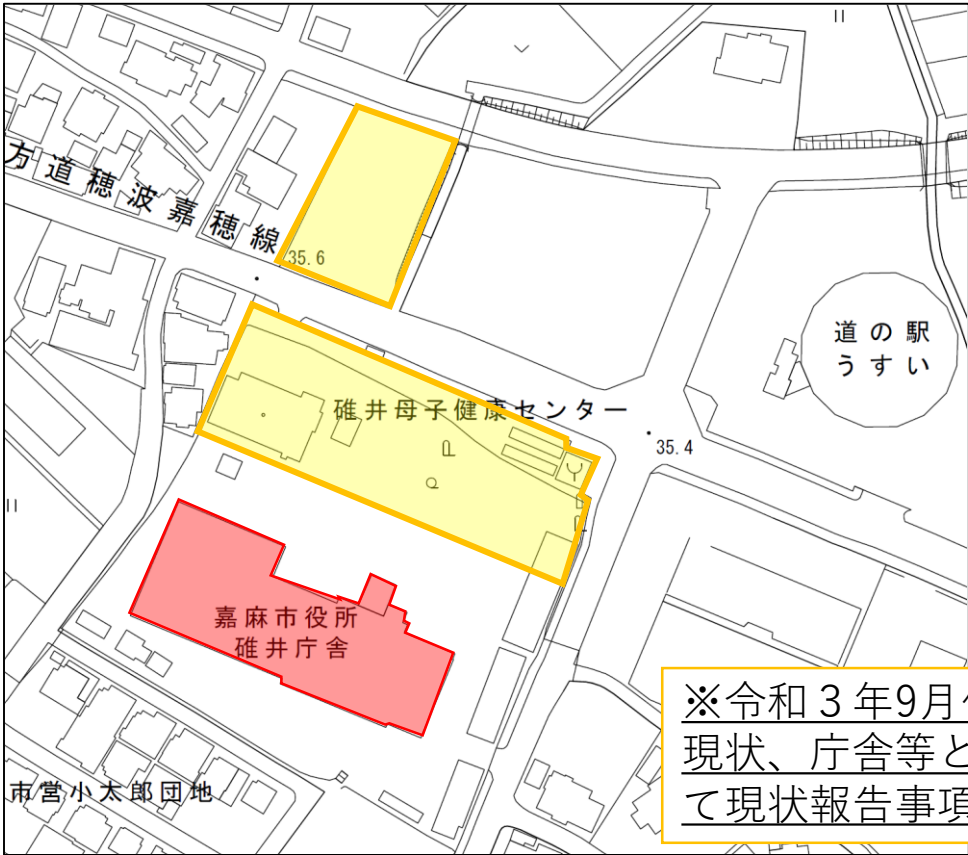
●利活用計画イメージ (令和3年9月)



- ① 碓井庁舎を利活用し、支所及び教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課（当面の間）を設置。（教育研究所・碓井地区公民館・男女共同参画取組支援拠点施設についても併設）
- ② 碓井庁舎、碓井琴平文化館や道の駅うすい等の既存施設を有効活用し、相互にいかしながら回遊性のある地域整備を行う。
- ③ 道の駅うすいや民間商業施設が集積していることから、商業振興拠点として整備を行い、地域の活性化を行う。

2 碓井地域の利活用方針

碓井庁舎跡地の利活用方針は、「商業振興」を基本としている。まずは、民間事業者が商業地域のための事業用地として活用することを前提とする。



※当分の間、庁舎敷地として利用

※令和3年9月付記
現状、庁舎等として利用のため、利活用進捗について現状報告事項はありません。（継続検討事項）

- ## 2 嘉穂地域の利活用方針

嘉穂庁舎跡地の利活用方針は、「観光促進拠点」、「定住促進拠点」を基本としている。まずは民間事業者に事業用地として活用することを前提とする。



4 嘉穂地域の土地利用・整備方針 ②利活用進捗状況等

●嘉穂庁舎跡地等利活用検討専門部会 検討経過

①部員構成

(会長) 副市長 (副会長) 総務課長
(部員関係課)

- ・総務課・企画財政課・管財課・地域活性推進課
- ・産業振興課・土木課・教育総務課・生涯学習課
- ・スポーツ推進課・嘉穂市民地域振興課
- (事務局) 地域活性推進課

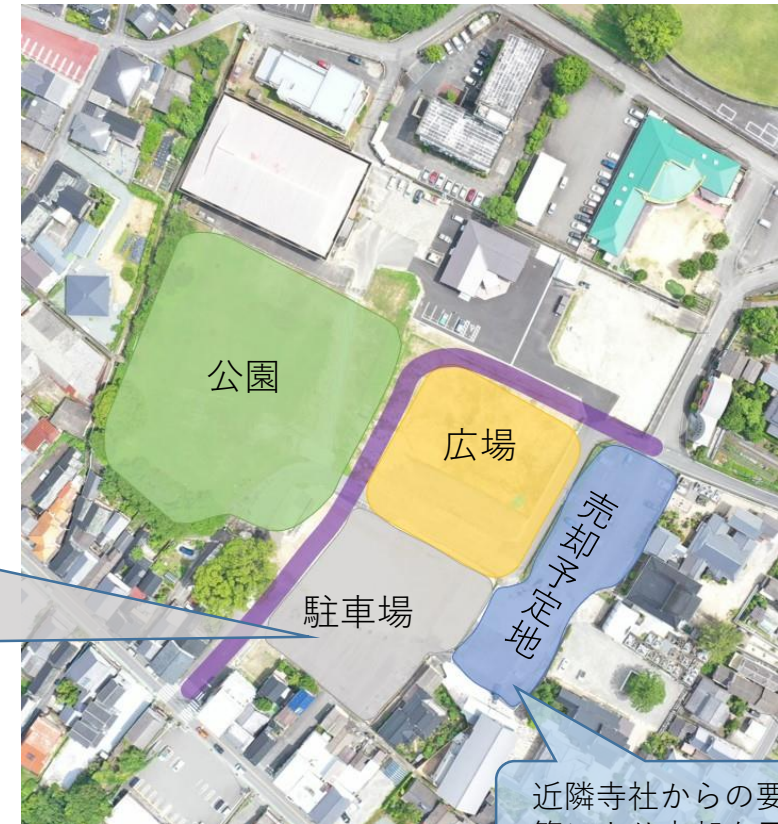
②専門部会開催

- ・第1回 令和3年4月23日
- ・第2回 令和3年7月7日
- ・第3回 令和3年8月19日

●今後の予定

- ・令和3年9月～ 情報提供、意見徴求等
測量、鑑定委託
(9月補正予算)
- ・令和3年12月末 利活用イメージ策定
- ・令和3年12月以降 条件整理、売却予定地売却

●利活用計画イメージ (令和3年9月)



近隣住民からの要望等により地域振興に活用できる駐車場(観光バスなどが利用できる)

近隣寺社からの要望等により売却を予定

- ・跡地の管理については嘉穂市民地域振興課が所管
- ・跡地の利活用については地域活性推進課が所管